

一迫にぎわい施設「がやがや」使用規程

(設 置)

第1条 本建物は、空き店舗を活用して「地域振興」、「まちづくり」の視点で幅広い活動拠点として、また、気軽に集まれる住民の憩いの場として活用を図るものであり、一迫地区全体の産業、文化、社会教育の場に資すると共に、まちなかの賑わい創出の場として市民活動の発展に寄与することを目的とし設置する。

一迫にぎわい施設「がやがや」(以下「がやがや」という。)の設置に関して下記に定める。

(施設の名称及び位置)

第2条 施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 一迫にぎわい施設「がやがや」

位 置 栗原市一迫真坂字高橋24番地

(管理・運営)

第3条 がやがやは、一迫花山商工会(真坂商店街にぎわいづくり委員会)(以下「にぎわいづくり委員会」という。)が管理し、運営に携わる。

(事 業)

第4条 「がやがや」は、次に掲げる事業を行う。

- ① 一迫地区住民に施設を利用させること。
- ② 一迫地区内の商店街と協力し、その活動を援助すること。
- ③ 前各号に掲げるもののほか、施設の設置目的を達成するために必要なこと。

(施設の使用許可)

第5条 本建物を使用できるものは以下のとおりである。

- (1) 一迫地区住民及び地区内で活動している団体(公共・公益団体含む)及び事業者とする。
- (2) 一迫地区以外の利用申込者にも広く開放する。
- (3) 収益事業及び非収益事業の利用制限を加えない。ただし、一迫地区外営利事業者については一迫地区内事業者の推薦もしくは共同での利用に限る。
- 2 「がやがや」を使用しようとする者は、「にぎわいづくり委員会」の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとする場合も、また、同様とする。
- 3 「がやがや」を使用しようとする者は、使用しようとする日の7日前までに使用許可申請書を「にぎわいづくり委員会」に提出しなければならない。
- 4 前項の使用許可申請書の受付は、使用しようとする日の3ヶ月前から行うものとする。ただし、「にぎわいづくり委員会」が特に必要と認めるときは、この限りではない。
- 5 「にぎわいづくり委員会」は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、がやがやの使用を許可しないことができる。
 - ① 秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。
 - ② 施設又は設備をき損するおそれがあるとき。
 - ③ 宗教活動等に利用する場合
 - ④ 政治活動に利用する場合
 - ⑤ 催眠商法等の営業に資する場合

⑥ 前5号に掲げるもののほか、委員会が不相当と認めるとき。

6 「にぎわいづくり委員会」は、上記の許可を行う場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用料等)

第6条 建物の使用料は以下のとおりである。

(1) 無料とする内容

- ① 福祉活動に関するもの
- ② 公共的な活動等に関するもの
- ③ その他「にぎわいづくり委員会」が認めたもの

(2) 有料とする内容

- ① サークル活動等の発表や展示で入場料を徴収する使用
- ② フリーマーケット、野菜直売(市)等の町民における個人的活動
- ③ 事業所等の販売、イベントで収益を伴うもの又は営業収益を目的とするもの
- ④ その他「にぎわいづくり委員会」が判断したもの

2 「がやがや」を使用する者で前1項に該当するものは、別表1に定める額を納入しなければならない。

(使用許可の取り消し等)

第7条 「にぎわいづくり委員会」は、「がやがや」の使用の許可を受けたもの(以下「使用者」という。)が、この規則に反すると認めるときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を停止することができる。

(原状回復)

第8条 使用者は、「がやがや」の施設の使用を終了したとき(前条の規定により使用の許可を取り消された場合を含む。)は、直ちに「がやがや」を原状に復さなければならない。

(損害賠償)

第9条 故意又は過失により「がやがや」の施設、設備をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(開館時間)

第10条 「がやがや」の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 「にぎわいづくり委員会」は、必要があると認めるときは、前項の時間を変更することができる。

(休館日)

第11条 「にぎわいづくり委員会」は、建物を維持するための修理等の必要がある場合は、臨時に休館日を設けることができる。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- ① 使用する権利を他の者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ② 許可を受けた目的以外に使用しないこと。
- ③ 許可を受けないで広告物等の提示若しくは配布又は看板、立札等の設置を行わないこと。
- ④ 火災、盗難その他の事故防止に留意すること。

- ⑤ 他の使用者の迷惑となる行為をしないこと。
- ⑥ その他係員の指示に従うこと。

(使用期間)

第13条 「がやがや」を使用する期間は、原則として1回の使用について5日以内とする。ただし、「にぎわいづくり委員会」が必要と認めるときは、この限りではない。

(使用料の納入等)

第14条 使用料は、前納しなければならない。冷暖房の使用料は、使用后速やかに納入しなければならない。

(使用料等の返還)

第15条 使用料の返還は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 使用者自己の責めによらない理由で、使用できなかったとき。

当該使用料の全額

- ② 使用者がその使用日の7日前までに、使用の取り消しを申し出たとき。

当該使用料の5割に相当する額

2 前項の規定により使用料の返還を受けようとする者は、返還申請を「にぎわいづくり委員会」に申請しなければならない。

(入館の拒否)

第16条 「にぎわいづくり委員会」は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- ① 秩序を乱すおそれがあるとき。
- ② 施設の管理上支障を及ぼすおそれがあるとき。
- ③ 前2号に掲げるもののほか、不相当と認めるとき。

(委 任)

第17条 この規程の施行に必要な事項は、「にぎわいづくり委員会」が規程で定める。

附 則

この規程、は平成25年 4月1日から実施する。

附 則

この規程の一部改正は、平成26年 1月1日から実施する。

別表 1 使用料

使 用 料	基 本 料 金	午前9時～午後9時まで（1時間につき）	200円	
	使 用 区 分 (1回当たり)	A	①一迫地区住民・団体等のサークル活動、 発表等での使用（1時間につき）	100円
		B	②事業所等の販売、イベントで収益を伴 うもの又は、営業収益を目的とするも ので、一迫花山商工会会員の使用 (1時間につき)	200円
		C	③上記Bの使用で ※一迫花山商工会会員以外の使用 (1時間につき)	500円
		D	④一迫地区外利用者	基本料金と使用区分のCに 50%を加算するものとする
冷暖房利用	冷暖房の利用は、使用料（基本料金・使用区分）の10%を加算するものとする。			
備品の貸出	テーブル、椅子一日あたり（※外部持ち出しの場合） テーブル（1個100円）・椅子（1個 50円）			